

委託業務特記仕様書（令和7年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。
- なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

- (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第7条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（本業務の特記仕様事項）

第8条 本業務における特記仕様事項は、別添「樋門・陸間点検要領」のとおりとする。

樋門・陸閘等点検要領

R7 波水 漁港（海部地区）樋門陸閘点検業務（以下「業務」という。）は次の定めるところにより実施する。ただし、この要領に定めない軽微な事項については受託者（以下「乙」という。）は委託者（以下「甲」という。）の指示に従うものとする。

1) 目的

本業務は樋門陸閘等の施設を常に良好な状態に保持・機能させることを目的として保守点検を実施するものである。

2) 点検箇所

管内（海部郡内）漁港に存在する樋門陸閘等計73箇所（別紙集計表参照）

3) 点検業務内容

イ) ダム・堰施設技術基準（案）及び水門鉄管技術基準等を使用し、監督員と点検項目について協議の上、点検すること。

ロ) 点検作業員は、業務について十分な知識と経験を有する者でなければならない。

ハ) 点検に際して乙は、操作人の立会の上作業を行うものとする。

ただし、甲の承認を得た場合はこの限りではない。

ニ) 点検に際し工作物個票（点検記録表など）を作成し点検の結果、異常箇所がある場合は、原因及び対策を個票に詳しく記入し、修繕に要する費用を算定すること。

ホ) 点検状況については写真を添付し、異常箇所がある場合は、部分写真を添付し異常の状態が把握できる個票を作成すること。

ヘ) 点検範囲は、設備全般（設備全般及び付属設備の目視点検を含む）、扉体、戸当り、開閉装置、機側操作盤の点検、管理運転、準備・後片付けまでとする。

また、点検内容は、外部からの目視による点検及び分解を伴う内部の目視点検のほか、点検用器具（テストハンマー、メガネテスト、マイクロメーター、シクネスゲージ、塗膜厚計等）で点検し、簡易な給油脂を行った後、管理運転（ゲート開閉作業を行う総合操作の機能確認及び調整）を行うこと。

ト) 乙は、常に現場作業員及び周囲の通行人の安全に留意し業務の実施に努めなければならない。

4) 樋門・陸閘点検結果のとりまとめ要項

4-1. 点検箇所一覧表

番号順に漁港名、箇所、施設名称、形状寸法、施設形式・材質、現在の操作委託者、連絡先、前回修繕業者・施工年月日等を可能な限り記入する。

4-2. 位置図

各漁港ごとに位置図を作成し、管理番号を表記して施設の位置が確認できるものとする。また、位置図は電子データ化すること。

4-3. 状況写真

全景、遠景、扉体、巻き上げ機、分解状況、腐食状況ほか、異常状況が詳しくわかるものを添付する。特に分解時、内部の構造等に不都合が生じている場合は、ピンポール等でその箇所を示した写真撮影を行い、貼付した写真の横にその内容等を詳しく明記する。

4-4. 点検結果

どのようにその点検箇所が悪いのか、またそのためにどのような不都合が生じるのか、詳しく誰が見てもわかるように明記する。また、それを修繕・交換するのにどの程度予算がかかるのか部品ごとに金額を明記する。

4-5. 優先順位

上記点検の結果早急に修繕しなければいけない順位を理由を付けて記入する。

4-6. その他

- ・ネジ等の開け閉めの際に塗装が剥がれた場合などは、同色のペンキ等で補修しておく。
- ・バッテリー液及び潤滑油に不足があれば補充すること。